

広島県告示第八百二十九号

平成十七年広島県告示第六百九号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本則中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に、「及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄」を「同表の達成期間の欄」に改める。
表を次のように改める。

八田原ダム貯水池（芦田湖）（全域）	水 域		該当類型	達成期間
	湖沼Ⅲ （全窒素の項目の 基準値を除く。）	湖沼Ⅰ		

（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成